

第 4386 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2011年)平成23年 12月 15日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 新設法人の雇用促進税制

Q：当社は新設法人ですが、雇用促進税制はいつから受けることができるのでしょうか？

A：要件を満たせば来期から適用を受けることが可能になります。

【解説】

雇用促進税制とは、今年度の税制改正で創設された税制で、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に開始する各事業年度（個人事業者は平成24年1月1日から平成26年12月31日まで）において、雇用者増加数5人以上、かつ、雇用増加割合10%以上等の要件を満たす事業者には、一定の税額控除が認められる制度です。

新設法人の場合は、設立事業年度の翌事業年度から、個人事業主については事業開始した年の翌年から適用を受けることができます。

適用を受けるには、納税地を所轄するハローワークに雇用促進計画書を提出しなければなりません。雇用する人は、必ずしもハローワークを活用して雇用しなければならないということはありません。ただし、役員の子供など特殊関係者や計画期間中に65歳になった者、使用人兼務役員は雇用の対象にはなりません。

また、この税制の適用を受けるには、適用年度ごとに要件を満たしている必要がありますので、雇用促進計画書も適用年度ごとに提出しなければならないことに注意しておいてください。

